

移動サービス専用自動車保険について 事故対応編 Q&A

提供会員から「事故が起こった時の対応」について質問を受けた場合の Q&A です。また、移動サービス専用自動車保険の保険会社は東京海上日動火災保険会社ですので、この Q&A では「東京海上」と略して記載します。

Q1. 提供会員が、基本の事故対応（※1）を終了し、保険会社に連絡する段階となった場合、ファミリーサポートセンターに連絡後、自分の加入している任意保険会社に連絡するのか？それとも、先に任意保険会社に連絡するのか？

※1 基本の事故対応とは、「もしファミサポ活動中に事故が起こったら」に記載されている①ケガ人を救護②事故車を安全な場所へ③警察に連絡する④相手方を確認する⑤事故状況と目撃者の確認をする⑥その場では示談をしない

A：連絡の順番によって損害対応に支障をきたすことはないのですが、センターに連絡してから自身の加入している任意保険会社に連絡が基本。

Q2. 事故日が土日祝日でセンターが土日祝日休みの場合は、女性労働協会並びに東京海上まで事故報告の到着が遅くなる可能性がある。基本の事故対応後、いつまでに保険会社に連絡すべきか？

A：事故対応（Q1. ※1）を行って頂ければ、焦って頂く必要はない。休日等の関係で事故報告が即座にできない場合、保険会社からの連絡が遅れる可能性があることを、提供会員から予め事故の被害者にお伝えいただくとトラブルを招きにくい。

Q3. 提供会員が自身の任意保険会社に連絡したとき、車両なしプランの場合は、「対人対物は他の保険会社で対応してもらおう」と伝えなければいけないが、どう話せば理解してもらえるか？

A：【プラン共通】任意保険会社への連絡は必ず行うようにしてください。

【車両保険なしプランで提供会員が任意保険で車両保険に加入している場合】

「自家用自動車を用いて利用者を輸送するサービス中に発生した事故に伴う対人・対物賠償責任を補償する保険に加入しており、対人・対物賠償部分についてはこちらの保険を使用する。車両保険のみ使いたい」と言って頂ければ問題ない。万が一、

さらに詳しく聞かれた場合は女性労働協会経由で東京海上までご連絡ください。

【車両保険ありプランの場合】

「自家用自動車を用いて利用者を輸送するサービス中に発生した事故に伴う対人・対物賠償責任を補償する保険に加入しており、対人・対物賠償部分および車両保険についてはこちらの保険を使用する。事故の報告として連絡した。(＋必要に応じてロードサービスの依頼)」と言って頂ければ問題ない。万が一、さらに詳しく聞かれた場合は女性労働協会経由で東京海上までご連絡ください。

Q4. 車両保険なし・ありにかかわらず、車が破損しレッカーなどで事故車を移動させなければならない場合はどうしたらよいか？

A: 移動サービス専用自動車保険は、ロードサービスは付いていないため、原則として、個人でご加入されている自動車保険のロードサービスをご利用頂く。
(ロードサービスは基本的には各保険会社で自動付帯となっています。ロードサービスのみの使用で等級が下がることはありません)。もしくは個人でご加入されている JAF のロードサービスをご利用頂く。
なお万が一、任意保険および JAF に加入されていない場合、一定の料金が発生致しますが JAF のサービスは JAF 非会員でもご利用可能です。

Q5. 事故の連絡（提供会員⇒センター⇒協会⇒東京海上）をしたあと、誰に移動サービス専用自動車保険担当から連絡が来るのか？
(一般的な任意保険対応としてよくある、必要な初期対応はどのようになるのか?)

A: 東京海上の損害部門の担当者から提供会員にご連絡することが原則ですが、ご要望や必要に応じてセンター様や代理店(女性労働協会)にも適宜ご連絡致します。

Q6. 初期事故対応以降、その後の経過について報告があるのか？また誰に対してあるのか？センターや協会（代理店）にはあるのか？

A: 東京海上の損害部門の担当者から提供会員にご連絡することが原則ですが、ご要望や必要に応じてセンター様や代理店(女性労働協会)にも適宜ご連絡致します。

Q7. 軽い事故で、事故の相手から「お互いにバンパーのへこみ程度ですから、双方自分で直そう」という申し出があった場合の注意点は何か。車両保険ある場合とない場合での違いについて。

A：【車両保険ありの場合】

車両保険金が全額支払われない可能性があるため、小さな事故であっても現場示談は避けて頂くべき。警察への届け出もなされない場合は、事故の発生そのものについて疑義が生じる可能性もあり、スムーズな車両保険金のお支払いができない可能性もあるため、警察への届け出もお願いします。

【車両保険なしの場合】車両保険なしではありますが、後々のトラブルを避けるためにも現場示談は避けて頂き、警察への届け出もして頂くようお願い致します(体の痛み等は事故から時間がたってから生じる場合もあります)。

Q8. 「もらい事故について」 この保険に限らず、提供会員に過失が0%のもらい事故の場合は相手がきちんと任意保険に加入していたら、その相手の任意保険会社の担当からの示談の対応は、ドライバー自身で実施するのが普通と考えてよいか。※提供会員が活動中にもらい事故に遭った場合は、この保険では関知しないということによいか。

A：ご理解の通りです。但し、女性労働協会および任意保険会社に事故報告そのものは行ってください。

Q9. 過失がわずかでも、まちがいなく提供会員にある場合は、東京海上の担当者が相手側の保険会社の担当と交渉してくれ、かつ提供会員の任意保険の使用があった場合はそちらの保険会社とも対応してくれるのか？

A：東京海上の担当者から提供会員の任意保険会社へ、過失交渉は東京海上日動に一任でよいか確認の上、東京海上が過失交渉を致します。**ただし、お相手に対する賠償が前提となります。お相手からの賠償請求がなく、回収交渉となる場合、保険会社は示談交渉を行うことができかねます。**

Q10. 事故報告書には、提供会員の記入欄に「修理工場名」の欄があるが、修理工場はこの保険の場合は、考慮すべき部分はあるのか？また選択の方法に制限はあるか？

A：ご自身で選択頂くことも可能だが、「**修理工場マッチングサービス(リペアネット)**」の提供も可能。「**無料代車**」「**無料引取り**」「**無料納車**」を確約するものではありませんのでご注意ください。

(この場合、事故報告頂いた後、担当者からご連絡を差し上げるまで少しお待ち頂くことになる)

自走不可となるような大きな事故で、東京海上からの連絡を待つ時間的猶予がない場合はロードサービス先(任意保険会社/JAF)にご相談頂き、修理工場を決定ください。

Q11. 車両保険のみを使用する場合はどのような場合か？

A：動物との衝突、墜落・転落、車庫入れに失敗等が考えられる。